

地域猫活動モデル（飼養管理支援）事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、地域猫活動モデル（飼養管理支援）事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、所有者のいない猫の増加を抑え、地域の生活環境の保全を図るとともに、人と猫が共存できる社会を目指すことを目的として交付する。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）所有者のいない猫とは、動物の所有者又は占有者（動物の飼育又は保管をする者）のいない猫をいう。
- （2）地域住民集団とは、自治会又は地域住民を含めた2人以上の任意の集団をいう。
- （3）地域猫とは、地域住民集団がその地域に住みついた所有者がいない猫を、地域住民の理解を得た上で、不妊去勢手術を実施しその地域で決めたルールにより管理する猫をいう。
- （4）不妊去勢手術とは、オス猫の精巣の摘出手術、メス猫の卵巣の摘出又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- （5）クラウドファンディングとは、地域の課題又は社会的な課題の解決に向けて、民間団体等が実施する事業への支援を目的として、インターネットを通じて、不特定多数の物から資金を調達することをいう。
- （6）鳥取県ふるさと納税とは、鳥取県へ納める地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。

（補助対象事業の条件）

第4条 補助事業者は、地域猫活動モデル（繁殖制限措置）事業の交付決定を受けた者であり、本事業の対象とする所有者のいない猫は、地域猫活動モデル（繁殖制限措置）事業を申請し、不妊去勢手術済みもしくは不妊去勢手術を受ける予定の猫とする。

- 2 対象となる地域猫は補助金の交付決定まで、地域で飼養管理されたものとする。
- 3 補助事業者は、寄附金の募集に必要な画像データ及び関連する資料を県に提供することとし、インターネットサイトへの掲載使用については、県に判断を一任することとする。

（補助金の交付）

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、地域猫活動モデル（飼養管理支援）事業（以下「補助事業」という。）を行う地域住民集団（以下「補助対象者」という。）に対し、地域猫1頭当たり10千円の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本事業は、県が主体となって実施するクラウドファンディングを活用した鳥取県ふるさと納税の寄附金を原資とするため、収納した寄附金額に応じて地域猫1頭当たりの補助金額を算出し、交付を行うものとする。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、生活環境部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条に定める申請書の様式は様式第1号によるものとし、同条第1号及び第2号に掲げる書類は省略するものとする。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請期限を終了してから20日以内に行うものとする。
2 補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更以外の変更とする。
2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告は、交付申請にあわせて様式第1号により行うものとする。
2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は省略するものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月12日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

鳥取県知事 様

(申請者)

郵便番号 (〒 -)

住 所

氏 名

印

電話番号 ()

年度地域猫活動モデル (飼養管理支援) 事業補助金交付申請書兼実績報告書

地域猫活動モデル (飼養管理支援) 事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則 (昭和32年鳥取県規則第22号) 第5条の規定により関係書類を添えて申請するとともに、同規則第17条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助金事業の名称

地域猫活動モデル (飼養管理支援) 事業補助金

2 補助対象となる地域猫の事項

活動団体名 (代表名)	
活動地域 (場所)	
地域猫の数 (手術済)	(月 日現在)
補助金の使用目的	
使用明細 (金額・品名)	円 (品目 :) 円 (品目 :)

3 補助金交付申請額

金 円

4 補助金の振込先

(フリガナ) 口座名義					
(金融機関名)	銀行 信用金庫 農業協同組合	(本支店、出張所等名) 支店 出張所 本所・支所			
預金種別	普通預金 ・ 当座預金				
口座番号等	店番	⋮	⋮	⋮	口座番号

5 添付書類

地域猫活動モデル (繁殖制限措置) 事業への取り組みが分かるものの写し (交付決定通知等)

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

職 氏名

印

年度地域猫活動モデル（飼養管理支援）事業補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった地域猫活動モデル（飼養管理支援）事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項及び第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて交付額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額 金 円

なお、本補助金の確定額は、県が主体となって実施するクラウドファンディングを活用した鳥取県ふるさと納税の寄附金を原資とするため、収納した寄附金額に応じて地域猫1頭当たりの補助金額を算出し、額を決定した。

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び地域猫活動モデル（飼養管理支援）事業補助金交付要綱（平成30年9月12日付第201800140521号鳥取県生活環境部長通知）の規定に従わなければならない。